

## 第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録（案）

1. 日 時 平成19年6月1日（金） 15:00～17:00
2. 場 所 農林水産省147号室（本館1階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員  
太田座長、高橋委員、神田委員、三善委員  
農林水産省政策評価委員  
長谷川委員  
林野庁  
林野庁次長、企画課長、調査官、経営課長、木材産業課長、木材利用課長、計画課長、整備課造林間伐対策室長、治山課長、研究・保全課長、業務課長
4. 議 題（1）平成18年度政策の評価（実績評価）について  
（2）その他

（調査官）

予定の時間がまいりましたので、ただいまから第一回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催したいと思います。

本日は、今年度委嘱後初めての会合となりますので、座長が選任されるまで私企画課調査官の河野でございますけれども、議事の進行を努めさせていただきます。よろしく願います。

はじめに、委員の出欠状況についてご報告致します。専門部会委員4名の出席をいただいております。

また、政策評価委員におかれましては本日1名の御出席をいただいております。それでは、ここで林野庁次長から御挨拶申し上げたいと思います。

（林野庁次長）

林野庁次長の石島でございます。本日は政策評価会の林野庁専門部会を開催致しましたところ、皆様お忙しい中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

まず、冒頭、お詫びを申し上げなければならないことがございます。

既に新聞などでも報じられているところではございますが、私ども林野庁が所管しております緑資源機構におきまして、林道事業に関連致しまして独禁法違反の容疑で現在捜査が行われているところがございます。既に逮捕者も出ているところがございます。こういったことが起こりましたことについて大変申し訳なく恥ずかしい事態であると考えております。私ども林野庁と致しましては、現在捜

査には全面的に協力を致しますとともに、事故の再発防止を目指しまして、林野庁また緑資源機構とは関係のない中立的な第三者の方にお集まりをいただき、現在抜本的な対策を検討していただくべく会議を開催しているところでございます。一刻も早く私どもと致しましても信頼回復に向け鋭意がんばって参りたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いする次第でございます。

さて、私ども林野庁におきましては、昨年策定致しました森林・林業基本計画に基づきまして、新たな政策を現在打ち出しているところでございます。「多様で健全な森林の整備」、また、「林業・木材産業の再生」、こういったことを目指しまして現在施策を講じております。最近、これ幸いにというべきでしょうか、外材産地の需給がだいぶ変わってきておりまして、また、国産材に対する評価、需要が上がってきているところでございます。こういった環境もできるだけ利用するかたちで、是非、先ほど申し上げました林業・木材産業の再生に向けましてがんばって参りたいと考えております。また、森林につきましては、二酸化炭素を吸収するという重要な公益的機能をもっている訳でございますが、京都議定書の国際約束を達成するべく昨年から追加的な新たな財源措置を講ずることができたところでございまして、現在、森林整備を更に一層進めるべく私ども力を入れているところでございます。そういった中で政府一体となりまして、また、官民一体となりまして「美しい森林づくり推進国民運動」というのを現在立ち上げておりまして、政府の各部局におきましてそれぞれ進めているところでございます。今後ともこういった形で進めていきたいと思っておりますので、是非皆様方の御協力もお願いする次第でございます。

本日は、私どもが主管しております2つの政策分野におきまして、林野庁と致しまして評価致しました結果を御説明致しますとともに、委員の皆様から御意見を頂くことと致しております。この評価結果につきましては、20年度の予算要求をはじめと致しまして、今後の森林・林業関連の政策に的確に反映させて参りたいというふうに考えております。皆様の忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。私の挨拶とさせて致します。本日はよろしくお願い致します。

(調査官)

本日は、今年度初めての専門部会でございます。新たに委員を引き受けて頂いた方もおられますので、改めまして委員の皆様方を50音順に御紹介申し上げたいと思っております。

まず、東京農業大学地域環境科学部教授の太田猛彦委員でございます。

全国消費者団体連絡会事務局長の神田敏子委員でございます。

北里大学獣医学部教授の高橋弘委員でございます。

ナイス株式会社資材事業本部調査室長の三善和夫委員でございます。

なお、本日、御欠席されております東京農工大学農学部教授の亀山章様、それ

と十文字学園女子大学助教授宮城道子様も今年度専門部会の委員となっております。

本日、御出席頂いた政策評価会委員を御紹介申し上げます。  
消費生活アドバイザーの長谷川朝恵委員でございます。

続きまして、林野庁の出席者を御紹介させていただきます。  
先ほど御挨拶申し上げました石島次長でございます。  
榎本企画課長でございます。  
高橋経営課長でございます。  
小林木材産業課長でございます。  
沼田計画課長でございます。  
西林寺造林間伐対策室長でございます。  
矢部治山課長でございます。  
笹岡研究・保全課長でございます。  
沖業務課長でございます。

それでは議事に入ります前に、まずはお手元に配布しております資料につきまして資料一覧で御確認いただければと思います。資料1-①から③と資料2それぞれふちとり紙がついております。また、最後に参考として資料をつけています。よろしいでしょうか。

それでは、本年度最初の部会でございますので、座長の選任を行っていただくことになっております。まず、座長の選任でございますけれども、開催要領では委員の互選によることとなっております。如何致しましょうか。

(高橋委員)

これまでも座長をおやりになっていただいております経験豊かな太田先生にお願いしたいと思っております。

(調査官)

ただ今、高橋委員から太田委員を座長にとの御推薦がありました。如何致しましょうか。

(「異議なし」の声)

(調査官)

「異議なし」ということですので、本年度太田委員に座長をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

それでは座長の席によろしく申し上げます。

(太田座長)

ただ今、座長の御指名をいただきました太田でございます。座ったままで失礼致します。皆様の御協力を得まして、これからの部会の運営にあたって参りたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

それではまず、座長代理を選出することと致します。これにつきましては、座長が指名することになっておりますので、座長代理には昨年に引き続き高橋委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思います。議事次第に従いまして、議事の(1)「平成18年度政策の実績評価」について事務局より説明願います。

(企画課長)

企画課長でございます。着席して御説明させていただきたいと思います。まず、お手元の資料1の①、②で御説明したいと思います。①のほうでございますけれども、農林水産省におきましては、そこがございますように、○が打ってある数字、全部で16の政策分野につきまして重点化を図り評価を行っているところでございます。林野庁につきましては、網掛けをしてございます⑪、⑫の2つの政策分野を受け持っている訳でございます。「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」と「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」でございます。次のページを御覧いただきたいと思いますが、資料1の②でございます。1番左に政策分野と致しまして今申し上げた2つが書いてございます。そして中程の欄が目標ということでございますが、全部で8つの目標を設定しているところでございます。これらの政策分野、目標につきましては、昨年度の政策評価会、あとは林野庁の専門部会で御議論いただいたものであります。簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、1つめの政策分野であります「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」についてでございますけれども、1番上の方に○がございますが、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」としております。これに関しましては、指標(ア)と致しまして水土保持機能、これが良好に保たれている森林の割合、また、続きまして、指標の(イ)となっておりますけれども森林の多様性と致しまして多様な樹種・樹齢からなる森林の造成の割合、指標の(ウ)と致しまして森林資源の循環利用、即ち、循環利用森林として可能な資源量、それぞれを指標と致しまして、これらの達成率の平均が毎年100%になるかどうかということで評価をしております。

2番目の目標、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」でございます。これにつきましては、海外における持続可能な森林経営への寄与度、具体的に申し上げますと、相手国に対するアンケート調査を

行っておりますが、そこで顧客満足度を測定致しまして、その達成率を数値化してそれを100%にすることを目標として設定しております。

3番目でございますが、「山地災害等の防止」でございます。これにつきましては、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数、これが平成15年度で4万8千集落あった訳でございますが、平成20年度に5万2千集落にしていくと、平成18年度に関して申し上げますと、経過値と致しまして5万4百集落にしていく、それに達しているかどうかで評価しております。

続きまして、「森林病虫害等の被害の防止」、これも目標として入れております。ここでは代表的なものと致しまして松くい虫の被害を取り上げ、これが「保全をすべき松林」を有する都府県の中で、適正に保全されているかどうかの判断の基準、被害率1%未満の微害に達している都府県の割合が100%かどうかで判断するということとしております。

続きまして、「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」でございます。これにつきましては、森林内で自発的に活動する団体数が平成15年度で1,165団体ございましたものを1,600団体にしていくということで目標を設定しております。

続きまして、「山村地域の活性化」でございますが、これにつきましては、「新規定住者数」、「交流人口」、「地域産物等の販売額」を維持・向上していくことを指標と致しまして、全国的な視点から総合的に有効性の判断を行うという方式で評価をしていくということとされております。

続きまして、各目標毎の達成状況につきまして、担当課長からそれぞれ御説明させていただきます。再度私から施策に関する評価結果の部分を御説明させていただきます。と思います。

(計画課長)

計画課長でございます。私からは、資料1の③に基づきまして、最初の①、②のほうから御説明をさせていただきます。資料の1ページでございます。施策全体と致しましては「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」でございます。先ほど御説明致しましたとおり、全体で6つの目標というものがございまして。最初に、中程、施策に関する目標のところ①というものがございましてけれども、ここの中では、いわゆる「水土保全機能」、「生態系を保全する機能」、それから「林産物を供給する機能」、こういった森林が有しておりますいろいろな多面的機能を持続的に発揮させると、そういったことと併せまして二酸化炭素吸収量1,300万炭素トン、これはいわゆる京都議定書に基づいて、具体的にはマラケシュ合意というものがございまして、1,300万炭素トンが、我が国に許容されている上限値ということになる訳でございますけれども、そういったものでそういった達成に向けて森林の整備を図っていくということでございます。

1ページの真ん中ほどに、(ア)として「水土保全機能」、(イ)として「森林の多

様性」、(ウ)として「森林資源の循環利用」ということで指標がございますけれども、具体的には7ページを御覧いただきたいと思います。7ページの真ん中ほどでございますけれども、「水土保全機能」につきましては、育成途上の水土保全林のうち、土壌を保持する能力や水を保持する能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合、こういったもので設定しております。「森林の多様性」につきましては、針広混交林、針葉樹と広葉樹が入り交じった林でございますが、そういったもの、あるいは複層林、年齢の異なった例えば10年生と40年生とか、そういった立木が複合して生えている森林に誘導していく、こういった森林造成の割合を増やしていく、3番目の「森林資源の循環利用」でございますが、木材として安定的なかつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を増やしていきましようというようなことで考えているところでございます。具体的には8ページの上の方でございますが、平成15年度を基準値と致しまして、平成20年度に向けて徐々にではありますけれども増やしていくと、こういった基準的な目標値を定めているところでございます。1ページに戻っていただきますと、平成18年度の目標値がここが先ほど御説明したような数字で目標設定している訳でございますけれども、「実績値」、まだ見込値の段階でございますが、それぞれ水土保全のほうで63.51%、多様性で33.58%、資源循環利用ということで9,134万 $\text{m}^3$ と、そういった見込値が出ています。それでそれぞれ達成状況が90%、108%、92%となっているところでございます。ここの目標値につきましては、森林の機能をそれぞれ重複してもっているということもございまして、こういった達成状況を3つ平均して出していくということでございます。1ページの下の方の分析結果でございますが、その2行目に書いてございますが、達成状況としては概ね良好ということでございますが、引き続き適切な森林整備と保全を進めることが必要であるというふうに考えているところでございます。それから下3行でございますが、地球温暖化防止のための森林吸収源、これにつきましては、京都議定書全体として削減目標6%というのがございます。そのうち3分の2近くにあたります1,300万炭素トン、割合としては6という数字に対してその3.8を占めておりますが、そういったものを森林吸収で確保することということになっていきますので、そういった意味におきまして森林吸収源対策を一層推進することが必要だと考えているところでございます。

次の2ページでございますが、改善・見直しの方向性ということでございますが、①から③まで書いてございます。引き続き森林の整備なり保全に取り組むということでございます。また、併せまして森林を循環させて木材の利用も含めて一体となって取り組んでいくこととしたいと考えているところでございます。それから森林吸収源対策の関係でいきますと、平成19年度以降の実績評価でございますが、森林吸収源対策の実施状況、こういったものを反映できるように検討していきたいと考えているところでございます。

それから、目標の②でございます。これは海外の関係でございますが、国際的

な技術協力などによって途上国における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かすというでございます。冒頭企画課長から説明がありましたように、これについてはアンケート調査というもので指標を設定して、そして判断をしているということでございます。

お手元の資料の9ページを御覧いただきたいと思います。9ページの真ん中ほどに目標の②というものが書いてございますけれども、世界的に見ますと森林面積は年間700万haあまり減っている訳ですけれども、そういったいろんな課題に対応して目標を設定している訳でございますけれども、端的に言いますと、海外における持続可能な森林経営の寄与度といいますか、貢献の度合いというものをどうやって測っていくかということでございますが、事業成果が相手国できちんと活用されて持続可能な森林経営に繋がっていくということだろうと考えておりました、私どもとしましては相手国の関係者によって事業の目的なり意義が十分に理解されて、その成果について前向きな評価をいただくということが不可欠であろうという観点から、こういったアンケート調査でもって対応しているということでございます。具体的には次の10ページでございますが、5段階評価をいただいて全体の平均をとっているということでございます。

恐縮ですが、また2ページに戻って頂ければありがたいと思います。こういったことで達成状況としては全体として92%ということで一定の評価が得られたのではないかと考えておりました、今後とも持続的な森林経営を推進するための取組を進めていく必要があると考えているところでございます。①と②の関係については以上でございます。

(治山課長)

続きまして、目標の③の「山地災害等の防止」につきまして、治山課長から説明させていただきます。国土保全ということで、私ども林野庁の仕事の中に治山事業というものがございます。土砂崩れ、山崩れというふうなものを考えて頂ければいいですが、これから森林財産を守っていく、こういう仕事でございます、平成15年時点で全国の調査を致しまして、山地災害、ようするに土砂崩れの被害の恐れのある集落というものを把握しますと、13万6千集落でございます。このうち、緊急的に治山対策を講じなければいけない集落、この数が4千集落ということが調査の結果明らかになってございます。この4千集落を5年間できちっと守っていこうと、これが目標値になります。平成18年度は、その平成15年度末で既に安全が確保された集落、3ページの上のほうですが、4万8千集落でございますので、これプラス4千集落にするということで、5万2千集落を平成20年度までに守っていこうとこういうことになります。年度毎の考え方は、その4千集落を毎年8百集落ずつ守っていこうと、こういう目標を立ててございまして、平成18年度は3年度目に当たりますので、8百集落×3年、つまり2千4百集落を4万8千集落に足して

頂きますと5万4百集落、これが平成18年度の目標値になります。これに対しまして実績値でみますと、平成18年度末までにこれまでの2カ年間の守った集落数プラス平成18年度の守った集落数を足して5万2百集落、こういう見込みでございまして、達成値が92%となります。ただ、この92%というのは、5万4百分の5万2百ではなくて、先ほど申し上げたように、2千4百分の過去3年間の実績数2千2百を分子としまして92%という数字になってございます。

非常にわかりにくくて恐縮でございしますが、次に3ページの上のほうに目標に関する分析結果というのがございますが、平成17年度も非常に豪雨で激甚災害が発生したところを中心に平成18年度は復旧を行った訳でございすけれども、できるだけ効果的な事業展開を図るために、上流側の国有林から下流の民有林を一体として計画する。そして事業も一体的にやる。こういうことを進め、更には最近に立木が土砂とともに流れて被害を大きくすると、こういう被害が多くなってますんで、こういった防止対策を砂防事業と一緒にやってやる、こういった事業を展開してまいりました。その結果、本年度の目標は概ね確保できたということでございます。しかしながら平成18年度におきましても、大規模な林地崩壊、それから土石流によりまして人的被害を伴う激甚な山地災害が発生しております。更に林業生産活動が今非常に弱っておりますので整備が遅れた水源林が増加する、あるいは最近ですと人家の裏側で竹林が非常にはびこっております、保安林そのものの水土保持機能の低下というものが懸念されてございます。それから保安林は農林水産大臣あるいは都道府県知事が指定を致しまして、伐採を制限するあるいは土地の形質の変更・制限すると、こういう森林はこれで守っている訳でございすが計画的に指定をしてきてございます。現在、1,174万haの保安林を指定をしたところでございますけれども、特に天然生林、人工林に対しまして自然にできた森については指定を更に加速させる必要があると、こういうふうに考えているところでございます。

次の改善見直しの方向性でございすが、現在、平成18年度と平成19年度にかけまして、山地災害の危険地区が全国で24万箇所ございますが、これを再度点検をしております。近年の災害の発生形態の変化、大規模災害の発生頻度が高まる、そういう変化を踏まえて既にできております治山の施設、治山ダム、こういったものを有効活用しまして、大きな山地災害に対応できるようなものにしていく必要があるのではないかと、更に山地災害危険地区情報をきちんと再整備をする。それから、大規模な災害が発生したときの緊急対応方策、こういったものを強化する。こういった取組をしていることとしてございます。また、最近大規模河川で濁水という問題が顕在化しているということでございます。また、先ほど申しましたように竹林が非常に拡大している。そういうことで、水源地域、里山にあります荒廃森林の整備、これをやっていこうということで森林のもっております水土保持機能を発揮させるということにしてございます。また、保安林につきましましては、引き続き計画的な指定をしていくということでございますが、併せまし



て整備がされていない、機能が発揮されていないような保安林については、特定保安林制度といたしまして、施業、要するに手入れを勧告するとか、最終的には治山事業で森林整備をやると、こういった制度に基づきます特定保安林というものに指定をしまして、より一層の森林の機能が発揮されるように努力していきたいと考えてございます。以上が③でございます。

(研究・保全課長)

続きまして研究・保全課長でございますが、④と⑤について、御説明致したいと思えます。資料は3ページなんですけど、恐縮ですが、先に12ページのほうをお開きいただきたいと思えます。「森林病虫害等による被害の防止」という目標についての考え方を御説明致しております。森林の保護対策という施策と致しまして、森林病虫害対策そのほかに野生鳥獣による被害あるいは山火事の被害などがある訳でございますけれども、これをひっくるめて「森林病虫害等の被害の防止」という目標にしております。

ただ、具体的な数値目標につきましては、それらの中から松くい虫による被害というものを挙げてございます。これは、松くい虫に関しましては、非常に広域的に行政区域を越えて広域的に拡大、蔓延してしまうという特性をもってございまして、施策、対策の上でも全国的な観点から非常に重要な件でございます。それから、例えばある都道府県が非常にがんばって0にしたとしても、となりの都道府県の対策が不十分ですと、また再び県境を越えて蔓延してしまうということもありますから、すべての都道府県が足並みそろえて目標を達成することが大事であろうということで、保全すべき松林の被害率が1%未満の微害に抑えられている都道府県が100%になるということを目標値としている訳でございます。それに対しまして真ん中の方にグラフがありまして、実績、目標、目標は100ですので一番右なんですけど、実績を見てまいりますと目標値を設定した平成16年度から3年間67%ということで、ずっと横ばいというような形になっているところが現状でございます。それで3ページのほうにお戻りいただければと思えますが、3ページに同じように示しておりますように、実は松くい虫につきましては北海道と青森県だけがまだ被害を受けていない、残りの45都道府県が従前より被害が発生している訳でございますけれども、45都道府県のうち30都道府県が1%未満になっているということで45分の30で67%ということになっている訳でございます。この横ばいということを申し上げましたが、年度別で見ると前年度に比べて新たに1%未満、達成した県が平成18年度で2県あったんですけども、逆に従来達成していたのに1%を超えてしまったところは2県ありましたことによって、差し引きで前年度と同じ数になったということが現状でございます。ただ、被害率を全国平均にしてみますと前年度に比べて若干低くなっているということもございまして、なんとかそういう傾向をこれからも続けていくのがポイントかと思えます。ただ、こういう脆弱的な被害の量と申しますか、材積量からいうと、横ばいがない

し減少傾向にある訳でございますけれども、特に青森県境、まだ、被害が出ていないといいました青森県のすれすれのところまで、秋田県側からザイセンチュウの北上が認められております。また、もう一つは、従来ある程度寒いところになりますとなかなかマツノマダラカミキリが住めないということがあったんですけれども、例えば長野県のように、従来より標高の高いところに拡大することも懸念しております、より北上、高標高化ということについて、防除対策が重要な場面になってきているところと思っております。なお、ここにもう1つ、目標値として設定はしておりませんが、野生鳥獣の被害状況について簡単に載っておりますが、特にシカなどによる森林被害、若干減少傾向というような数値が出てきておりますけれども、野生鳥獣による森林被害というのは、1つは、鳥獣の生息域の拡大というデータが示されていると。私どもは森林被害、いわゆる林木に対する被害ということで押えておりますけれども、農業被害等大きな問題となっているとか、あるいはその高山植物等の生態系への被害という問題が起きておりますので、そういう全体をみたような影響が懸念されるところでございます。

それで改善見直しの方向性ですけれども、松くい虫につきましては、被害の終息化、微害化を進めていきたいという訳でございますが、これは松くい虫の生態と松くい虫及びそれを運ぶマツノマダラカミキリの生態からみまして、まず、薬剤の散布による予防措置、松に入る前に予防することと、入ってしまったら駆除する、あるいは松くい虫にくわれない樹種転換をするということ全部組み合わせた総合的な防除ということが大事になってくるところでございますが、特に先ほど申しました、4ページになりますけれども、被害の先端地域に対する防除対策の重点化が必要だと考えていますし、また寒いところで、3行目に年越し枯れということが書いてございますけれども、普通は松くい虫については春から夏にかけて入って秋に松を枯らせるというふうになる訳ですが、寒いところではそのまま越冬して翌春に枯れるというような現象も起きています。これについては少し今までと違った手だても必要かということで調査等を行っているところでございます。また、被害を未然にというか早く見つけて早く対策をとるための調査手法、真っ赤に枯れる前を見つけるような方法の確立も図るということも考えてございます。また、野生鳥獣につきましては、先ほど申し上げましたような農業関係、あるいは生態系ということで関係省庁との連携が非常に大事になってまいりますので、その連携を取りながら防護策の設置や忌避剤の散布その他の体制整備ということを推進していくことを考えてございます。以上が森林病虫害等の被害の関係でございます。

続きまして⑤で「国民参加の森林<sup>もり</sup>づくりと森林の多様な利用の推進」について御説明致します。これにつきましても最初に恐縮ですが、13ページを御覧いただければと思います。「国民参加の森林<sup>もり</sup>づくり」ということで広く国民の理解を得ながら社会全体で森林を守り育てていこうということを課題として考えてございます。これをどうやって指標化していくかといろいろ悩んでいたこともあろうか

と思うんですけれども、現在の目標は森林ボランティアの団体数ということを目指して目標値を設定してございます。ここに目標値の設定方法について書いてございます。ある程度平易なところもあるかもしれませんが、47都道府県でボランティアの年間活動回数100回という設定をした上で、そのためには、これまでの各ボランティア団体の活動状況、年に何回活動しているかというような数値を参考にボランティア団体の数が増えていけば、そういう活動に参加する国民の機会も増えていくだろうというような想定で設定したものでございます。

それで1,600団体というような平成18年度の目標として設定されていた訳でございまして、下のグラフにありますように、団体数は順調に増えていってございまして、平成18年度で目標の1,600団体を超える1,863団体というところまでまわっているところでございます。4ページにお戻りをいただければと思います。今申し上げましたように、ボランティアの団体数、3年毎に大がかりなアンケート調査をしておりますけれども、3年前に比べても、1.6倍に増えて1,863団体になった、達成率で115%になったということでございます。このアンケート調査の中身をもう少し見てみますと、団体の規模からいきますと50人未満の会員数のところが55%ということが一番多いということでもあります。それから、会員の年齢層、これもどこの団体も若者から年長者までいると思うんですけど、最も多い会員の年齢層が40歳以上の団体が94%ということで、中高年会員比率の高くなっていく傾向が出ております。また、活動の中身を見てみますと、一番多いのは里山林等身近な森林の整備・保全がずっと多い訳でありますけれども、中身におきましては、年間計画をきちんと立ててやっている団体、あるいはチェーンソーを使いながら少し高度な技術を獲得している団体も増えてきているというところを考えております。一方では、こうした団体、規模も小さいし、みんな仕事も持ちながらやっているということで、活動資金の確保ですとか参加者の確保、安全の確保などに苦勞しているということも指摘されています。なお、今回は森林ボランティア団体ということで調査しておりますけれども、このほかに企業が社会貢献の一環として森林保全活動に取り組む、これは、お金を資金を提供するとか、社員が参加するとかいろんな形がある訳ですけど、これは非常に今後の方向性として注目されているところでございます。

今後の方向性でございまして、今のようなすう勢をいい形で促進していくということが大変重要だと思っておりますけれども、特にボランティア団体また企業が参加している中で活動の外部への情報提供、それから団体と森林所有者との仲立ちをやっていくこと、それからそういった活動の企画提案をもっと進めていくこと、更に作業技術、安全の向上のため研修等に対し、こういうことについていろんな意味で支援してほしいという要望もございまして、また、することが必要だと思っております。こうしたことを踏まえて平成19年度以降については新たな目標についても検討してはどうかということでございます。以上です。

(計画課長)

それでは、目標の⑥でございますが、「山村地域の活性化」について御説明をさせていただきます。「山村地域の活性化」につきましては、4ページの目標のところの表に掲げておりますけれども、山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にして、全国的な視点から総合的に有効性の判断をするということでございます。ご承知のように森林所有者でありますとか林業就業者ですね、やはり山村地域で生活して、就業機会の増大でありますとか、生活環境でありますとか、それから都市と山村の共生対流と、こういった基盤を図って行って、全体として、やはり地域の人が担い手になって森林整備を支えているということは大事なことだと考えておるところでございます。

恐縮ですが、14ページを御覧いただきたいと思っております。具体的には目標設定と致しまして、その成果を把握するために、全国の振興山村の地域から無作為抽出でございますけれども、アンケート調査をしております。その目標値と実績値の推移のところのグラフを御覧いただければと思っておりますが、(ア)、(イ)、(ウ)というふうに次のページに掲げておりますけれども、1つは「新規定住者数」、「交流人口」、「地域産物等販売額」についての指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比ということで整理をしておるところでございます。このアンケート調査でございますが、次の16ページを御覧いただきたいと思っております。16ページの上の方に参考データと書いてございますけれども、平成18年度の対象となる市町村は259箇所ございましたけれども、そういった中で完全にアンケートを回答していただく方を有効回答としておりますので、ちょっと率は低くなっておりますけど、ここで①というのが「新規定住者数」のことでございまして、②というのは「交流人口」、③は「地域産物等販売額」でございます。なお、こういったものが増えているというのは、25%、46%、23%となっておりまして、トータルとしていずれかを満たす割合というのは、65%になっているということでございます。それが14ページのグラフで65%というふうに書いてあるところでございます。2つ目は、森林資源を積極的に利用している流域の数ということでございまして、流域の中で少なくともその年の成長量の半分以上は木を切って木材として使っているというように、事業として森林資源を積極的に利用している流域の数をカウントしているということでございます。平成18年度は17流域というところでございます。それから16ページでございますが、山村地域の住民を対象として用排水施設などの生活環境の整備を行ったところの受益者数ということで平成18年度は58万人ということになっているということでございます。それで4ページに戻っていただければありがたいですが、そういった実績値を踏まえまして、(ア)は見込値として123%、(イ)は17流域、去年とは変わっていないということでございますが、(ウ)は見込値として58万人ということでござい

ます。

分析結果でございますけれども、新規定住者数等、(ア)のところでございますけれども、市町村割合というのは前年を上回っているというところでございます。(イ)のところでは森林資源を積極的に利用している流域の数でございますが、前年度と同じ17流域でございます。ただ、例えば中身を分析してみますと40%台の流域の数が17流域から20流域に増えているとか、そういった若干底上げの傾向も見られるということでございますので、平成20年度の目標に向けて概ね順調に推移しているのではないかと考えているところでございます。それから山村地域の住民を対象とした用排水などの生活環境整備の受益者は、前の年から20万人増えているということでございまして、目標に向けて着実に進捗しているのではないかと考えているところでございます。山村振興の場合、全体的にみますとまだまだ過疎化でありますとか高齢化でありますとか非常に厳しい状況にはかわらないこととございまして、こういったことを引き続きやっていく必要があるのではないかなというふうには考えているところでございます。また、いわゆる2007問題といえますか、団塊の世代の定年退職なんかがございますので、非常に農山漁村に對しまして、長期滞在でありますとか、一日居住でありますとかそういった関心は高まってきていると考えておりますので、こういったものを1つの追い風として今後地域の活性化に結びつけていくということが重要なことではないかと考えているところでございます。改善見直しの方向性でございますが、引き続き生活環境に必要な居住環境の整備あるいは都市との交流基盤、こういったものを推進していく、あるいは2つめには、新しい産業、「森業・山業」と書いてございますが、いろいろな地域に根ざした新しい産業を作っていく、あるいは例えば福祉なり観光なりという分野でございますが、いろんな意味で魅力ある山村づくり、こういったものを目指して総合的な対策を実施していくということが必要であろうと。3つめには関係機関との連携強化等でございますけれども、いろんな施設整備をはじめと致しました各種取組を総合的にかつ機動的に支援していくということが大事だろうと考えておまして、特にいわゆる山村、山のほうで都市の地域との共同といいますか、一緒になって働くというんですか、運動をしていったりいろんな連携を図っていくことが大事なことだろうと考えているところでございます。以上が山村地域の活性化ということでございます。

一つ、今回、平成18年度の政策評価ということでちょっと付け加えさせていただきたいと思っておりますが、平成18年度の政策評価とは直接関係はない訳でございますけれども、地球温暖化の関係で実は新聞なんかにもいろいろ載っているところがございまして、昨年の平成18年度の補正予算、それから平成19年度の当初予算ということでございまして、従来水準に比べまして765億円という国費を追加して、間伐を中心とした森林整備に充てるということにしております。地球温暖化の関係に関してましては、なかなか1,300万炭素トンという目標値がある訳でございますけれども、私どもと致しましても今の水準であれば足りない

いうふうに考えているところでございまして、いろいろ試算をしていろんな方面にも、例えば審議会でありますとか予算の関係もございまして国会の関係とかいろんなところで御説明させていただきましたけれども、やはりなんとしても今後、従来の予算水準を確保するといいますか、そういったものを前提として、あと毎年20万haの間伐の量を増やしていかないといけないと考えております。間伐だけでいきますと、従来水準だと35万haとなっております、それを20万ha毎年追加していくということで、かなり大変なことになろうかと思っておりますけど、森林吸収源対策、いわゆる3.8%相当がある訳でございまして、予算単年度主義ということもございまして、平成19年度までの予算手当しかできていないのが実態でございまして、今後ともそういったものを整理して行って、是非、2008年から2012年というのが京都議定書における第一約束期間ということでございまして、そういった中で3.8%に相当する1,300万炭素トンというものをきちんと達成していきたいと考えているところでございまして、若干補足説明をさせていただきました。

(調査官)

それでは5ページの施策に関する評価結果というところで、今それぞれ見て参りました目標の①から目標の⑥まで総じて見ましての評価でございまして。各目標を見ていきますと概ね順調に推移しているのではないかなというふうに見ております。

こうした森林の整備・保全を通じまして、その多面的機能の発揮は推進されてきているというふうに考えてよいのではないかと見ております。ただ、今計画課長からもお話がございましたように多面的機能という面では特に森林吸収源対策につきまして、京都議定書の関係で追加的な整備が必要な状況ということとなっておりますので、それが着実に推進することが必要な状況となっているということの評価結果の中にも書かさせていただいております。

また、近年特に局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっている訳でございまして、治山施設の設置などを推進することによりまして、地域の安全性の向上、これについても強化していく必要があるとの状況ではないかということの評価結果の中に書かせていただいております。

5ページの一番下の2行目あたりにありますけれども、もう一つの新しい話と致しまして、間伐も含めてでございまして、「美しい森林づくり推進国民運動」を今展開しております。今後、幅広い国民の理解と協力の基に官民一体となってこの運動を展開していくということも新たな施策として重要な状況にあるということを書いております。

以上のような評価結果を「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の政策課題についてまとめているところでございまして、以上でございまして。

(太田座長)

どうもありがとうございました。政策分野としましては「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」という非常に大きな分野でございますけれども、ただいまの説明につきまして御質問御意見等ありましたらお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひ致します。

(太田座長)

それでは、高橋委員のほうからよろしくお願ひします。

(高橋委員)

ちょっと質問させていただきます。新しい委員がわかりにくいかなという観点で、計画課長に最初に質問させていただきます。「水土保全機能」についてですが、8ページでは間伐をした森林というような記載をしておりますね。指標として間伐をした面積にすると。それで水土保全林と間伐の施業したところは同じ森林かどうかあるいはそれを更に差別化をして評価しているのかどうか、その辺をまず第1に質問致します。要するにいろんな専門用語がいっぱいあって適正な維持管理をするために間伐が必要であるということも事実ですし、そういう手順を踏んだ森林というのが何を差しているのかわかりにくいようなところが若干ありました。

それから、計画課長にもう1点、最後にお話になったCO2シンクのための間伐ということで、35万haをやった上に更に20万haこれから必要になりますと。年にですね。その20万haに対しては今年国家予算として20万haほしいという話だと思いますが、県で森林環境税とで結構別枠で予算措置をとろうという動きがありますが、その動向はその20万haの中に入るのか、内数なのか外数なのかちょっと教えて頂きたい。その2点です。

(太田座長)

はい、それではよろしくお願ひします。

(計画課長)

最初の点でございますが、水土保全とその間伐の関係ということでございますが、ちょっと説明が不足していて申し訳ございません。水土保全機能を評価する場合、育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の面積、森林の割合というようなことで指標を設定させていただいております。そういった意味で水土保全林の中で間伐なんかきちんとかやられたというようなところを計上致しまして数字を整理しているということでございます。

それから2点目のCO2シンクの関係で、都道府県との関係でございますが、高知県を一番最初にして、県独自のいわゆる森林環境税といえますかそういった

ものが出てきておりました、現在20ちょっと超えているくらい、24ですか、そんな状況になっておりました、私どもとしては追加の20万haにつきましてすべからく国費でなければならないとはもちろん考えておりませんで、やはりその辺は国もいろんな仕組みを考えます、県もいろんな仕組みを考えて頂いて、是非、そういったものの新たな県の財源ができれば使って頂きたいと考えているところでございます。ただ、今の現状は一部の県が実際に国費と国庫補助事業の部分と一緒にやっていきたいと思いますということを若干の県でございましてが言い始めておりますけれども、少なくとも昨年度までの状況は、国は国の補助事業の体系で、都道府県で新しく課税して使うところとなりますと、ちょっと国違うところ、もう少し県単独課税としての独自性を打ち出したいというようなことでちょっと別なところでないしは県単独事業の、例えば間伐的なものでありますとか竹の除去でありますとか、そういったことに使われる例が多いうふうに考えております。そういった意味で今年に入りましてからいろんな会議を開きまして都道府県の方々ともお話し合いをさせて頂いておりますけれども、そういった国は国、県は県ということではなくて総合的に全体としての間伐がうまくいくようにということ考えて頂けないだろうかというようなことで、例えば、そういった国庫補助事業の中で県の負担分ということはどうしてもありますので、そういったところにも使って頂だける県と、若干の県ではございましてそういった状況にございます。

(高橋委員)

何故、最後の質問をしたかといいますと、一応別枠で県民の方々から税金を徴収しますので、用途を明確にしなければならないという議論がすごいんです。そういった場合、県単独でやらざるをえないなという印象をもってました。ただし、国としてCO2シンクってというのは国家としてコントロールする必要があるのではないか。計画課か企画課かわかりませんが。そういう意図があって差別化をしながらも集中管理をするとか何かする必要があるのではと思い質問した次第でございまして。

(計画課長)

森林の把握のほうはどのくらいの面積を間伐してどのくらいの面積が持続可能な森林経営がなされている森林として森林吸収源としてカウントされるかというのは私どもとしても国として各都道府県にいろいろ調査をさせて頂きまして、誰がやったか、どの事業でやったかというのはちょっと別にして、全体としてどういう森林が整備されているかということはきちんと把握するようにしているところでございます。

(太田座長)



はい、どうぞ。神田委員。

(神田委員)

初めて参加を致しますので、これまで経過を把握しきれていないということと、事前に説明いただいたのですが、まだ分かりきっていないので、きっと初歩的な非常に初歩的な質問だと思います。

ひとつは、今日は評価のことなので、評価の仕方ということなので、単純なのですが見込み値とありますね、これは確定値がいつでるのか、あるいはどういう意味なのかということと、それから1ページ①のところに表がございますけれども、このパーセンテージの見方、先ほど御説明のところでは何か重複しているので数字がどうのおっしゃった気がするんですが、例えば(ア)のところであれば、64.46%が目標であって、見込みではありますけれども63.51%、その右が90%という数字になってます。この数字が、関係がよくわかりません。単純に目標と実績値との関係でだしているパーセンテージではないですよ。そこをすみませんけど、さっきほどおっしゃったような気がするんですけどもそこを分かりにくいということが1つと。

それから、内容ですけれども②のところでは国際的な強調の取組のところ、アンケートによって評価をしてるといふか数値化してどれだけ達成しているかということ、ここでは92%ということが出てくるんだと思います。アンケートの中身も御照会いただきましたけれども、アンケートだけで評価するのはなんとなく頼りないような気が致しまして、例えばこういった支援をしているというような数値があつて、アンケートと絡ませながらの評価というのが非常に説得力とか分かり易さがあるのではないかと思つたのですが、そういうものなのでしょうということと、それからもう1つ、竹林の話がございました。私は全国あちこち行く機会がたいへん多くて、電車の窓から見ると竹が非常に多いという印象をもっておりまして、この資料を初めて見せていただいて、私が思っていたのはやっぱりこうだったんだなと一致したんですけれども、全体の取組からいくと優先順位が低いのかどうか分かりませんが、でも非常に多いなという印象があるので、これをどう改善するのかということが、改善しなければいけないという表現にはなっておりますが、具体的な方法だとかがとられていて、考えられているのかどうかというあたりが、非常に私の個人的な興味の範囲ではありますけれども、お聞きしたいなというふうに思いました。

まだ幾つかあるんですけどとりあえず。

(太田座長)

今回神田委員、三善委員、長谷川委員にも加わっていただきまして、新しい委員ばかりでなく私たち留任した委員も新鮮な気持ちでやろうと思つておりますけれども、この評価方法はこの部会で承認してきた方法なんですけれども、なかなか

か難しい状況であることは間違いないと思います。そういうことで、理解をしていただきながら、我々も再確認しながらよい方向に部会をもっていきたいということでございますので、そういうことを含めまして1番目は見込値とかそのあたりのこと、2番目はアンケートの話、また、竹林の話は内容の話でございますが、みんなで理解していくというような形で事務局よりお答え頂ければとありがたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(計画課長)

まずはじめに、見込値ということで標記をさせていただいていますけれども、これは平成18年度のいろんな事業の実績自体の数値が、だいたい、ものによって違うのですが、7月から8月くらいにかけて確定するというようなこともございまして、そういった数値で今私どもとして把握しているものをベースに計算しているということもございまして、そういった意味で見込値ということにさせていただきます。

それから、①のところの表の達成状況の関係でございますが、先ほど私が3つ平均してと申し上げましたのはちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、(7)の「水土保全機能」、それから(イ)の「森林の多様性」、「森林資源の循環利用」、90%、108%、92%とございますけれども、この3つを平均して97%という全体の達成状況の数字にさせていただいているということでございます。それから個別に、例えば「水土保全機能」でありますと、何故64.46%が目標値で実績値が63.51%で、達成状況が90%ということかということでございますが、恐縮でございますが、8ページを御覧いただければありがたいと思っております。具体的な計算方法ということでございますが、ここの考え方は森林整備をしないと下がってしまう、それに対して実際にやってみた場合に、これだけそういったその例えば「水土保全機能」が確保されている割合というものが増えていくということで考えておりました、水土保全機能で何故90%という数字が出てくるかといいますと、8ページの真ん中の目標達成状況の判定方法ということで本年度の達成度合と書いてございますが、(7)の「水土保全機能」というところで、63.51%、これは平成18年度の実績の見込値でございます。で54.74%を引きます。平成18年度のすう勢値、何もしなかった場合ということでございます。64.46%というのは平成18年度に当初から掲げております目標値でございます、それからすう勢値を引いております。こういう計算をやっておりました、要はそういった森林の整備をやることによって、何もしなければここまで下がるんだけれどもここまで上がったというような指標化を致しまして、それにその関係で目標に対してどのくらいを達成したかという意味でこういう計算式を使っているということでございます。それで「水土保全機能」が90%ということになりまして、同じように各3つ数字が出てきておりました、ちょっと繰り返しになりますが、その3つを単純に足して3で割って97%というふうに出しているということでございます。

それから、目標の②の国際協調の関係でございますが、アンケートでは足りないということもある訳でございますが、私どもと致しましても、そういった何をもって評価するかというのはなかなか難しい課題だろうと考えているところでございますが、10ページを御覧いただきたいと思っておりますが、具体的にどういった事業かといいますと、対象は4つになっておりまして、調査事業であり、実際に何か具体的な事業をやるとかそういったものになりますと、例えば国際協力機構などが行っておりますので、私どもとしてはそういった手前の事業をやっているという状況でございます。具体的にはここでCDMという言葉を使っておりますけれども、先進国と途上国との間で共同で事業を実施し、その事業によるいわゆる二酸化炭素の吸収といいますか、いわゆる削減分に当たる訳ですけれども、それを先進国が自分の国の目標達成に使うことができるという仕組みが京都議定書の中にごございます。クリーン開発メカニズムとっております。評価の対象となっているCDM関係事業では、実際に例えば現地がどういう状況になっているかでありまして、いろいろな我が国の事業者が、途上国に対してどういうふうに参加していったらいいかなどを支援するためにいろいろな現地調査でありますとかデータの解析でありますとか途上国の人材育成というものをやっているということでございます。あと黄砂対策といいますのは中国他に関して、いろいろな植生の回復に向けまして、いわゆる植生回復のどういったパターンが、黄砂の発生抑制につながるかというようなことで調査をしているということでございます。私どもとしては、そういったある意味調査事業の成果が基本的に相手国にきちんと活用されるというのが大事なことだし、活用されることが持続的な森林経営に役立つというふうを考えておりまして、そういった意味で調査事業の目的なり意義というのが、ちゃんと理解されて向こうもやってよかったということであれば、評価の対象といいますか、評価するものになるのではないかなと考えておりまして、アンケート調査ということにはなりますが、こういった評価手法にさせていただいているというのが現状でございます。

(治山課長)

治山課長でございますが、先ほど竹林のお話をいただきました。委員ご指摘のとおり西日本を中心に竹林がはびこっているという状況でございますが、これまでも、補助事業の中で竹林を管理するという予算はあった訳でございますけれども、補助ということになりますと地域の負担というものが必ずございまして、そうすると山をほったらかして竹林が蔓延しているところで、なかなか負担をしてまでそういうところを管理することが難しいという状況でございます。そこで現在考えておりますのは平成20年度の予算に向けまして治山事業、これは国と県で全額事業費を捻出する訳でございますが、治山事業の中で竹林を駆逐するための事業を構築できないかと、こういうチャレンジをしていきたいと思っております。竹林が果たして、竹林の機能、土砂崩れを防ぐ機能が弱いかどうかという完璧な結

論は出ていないのですが、非常に竹林というのは根が浅いというのが事実でございまして、そういうところを踏まえて、竹林の管理、あるいは竹林の駆逐ということ新しい予算に盛り込んでいきたいなとそういう方向を出していくということでございます。そんなことでよろしかったでしょうか。

(太田座長)

神田委員、よろしゅうございますか。

(神田委員)

一言だけよろしいでしょうか。よく分かりました。ただし、国際的なところにつきましても、量的なものが見えないと、ほんとうに比較して進んでいるのかとかですね、そういうのがちょっと気持ち悪いなとか分かりにくいというふうに感じました。感想で結構でございます。そういったかたちで今まで評価してきたということであればそれで結構です。

竹林の話ですけれども、私は西日本を中心というよりも、全国的にですね、北から南まで感じておりまして、「美しい森林づくり」ということと、土砂崩れとの関係もありましようけれども、そういうことだけではなくて、非常にどこも同じような景色になっておりまして、どこに行っても竹が見えるんですね。ですからそういうことも含めて、やっぱり対策をとって欲しいなと思いがあったものですからお聞きしてみました。ありがとうございました。

(太田座長)

はい、どうも。そのとおりだろうと思います。では、高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

神田委員とちょっと違いますけれども、海外への林業協力というのは、質的にも量的にも色々多様性があるんです。ある意味で。従って、量的な指標を継続的に評価をするというのは非常に難しいのではないかと私個人は思います。特に、事業あるいは調査にしましても、質的にも分野的にも異なるものを横一線でどういう形で評価をするのかというのは非常に難しい課題なんです。私が前の会社にいる時にも、それぞれの委託研究のレポートをどういうふうにして評価をするのかということで、ISO9000をとる時に、色々議論をしました。結果として出たのが、顧客満足度です。お客さんの立場に立ってその目線で評価をしていただくということで、むしろ私個人としては、アンケート調査という表現をとらずに、海外林業協力に関わる顧客満足度調査ということであって、きっちりとしたデータをとって行った方がいいのではないかと思うくらいです。

(太田座長)

どうもありがとうございます。はい、それでは時間もございませんけども、他に何か、はい、三善委員どうぞ。

(三善委員)

③の治山事業の件なんですけれども、目標設定をされて、それに対する達成状況を実績に評価されたということなんですけれども、非常にちょっと些末な質問かもしれませんが、治山事業で一括りにされてて、実際集落は13万6千集落あるんだという話で、それに対して、もう少し具体的に、どういう危険性があって、それに対してどういう処置というか防災対策をしているんだというのは、大括りでないとなかなか政策上目標を設定できないのですかね。それについて疑問を感じました。

(太田座長)

はい、それでは治山課長、よろしくお願いします。

(治山課長)

治山課長でございますが、まさにご指摘のとおり、個々の施策を実施していく上では、すべて集落の特性、その危険の度合い、どういう危険な箇所があって、どういったものをターゲットにして事業を展開していくかというのは、実はこの中にもちょっと出てくるのですが、山地災害危険地区というものを全国把握しておりまして、それを解消していくということの事業展開をしているんですが、政策評価という観点で何か一つの指標を出せと目標を出せということになるとですね、これしかないというのが率直なところでございまして、これは実はここに掲げました目標は、公共事業の長期計画でございます。私どもがやっております森林整備保全事業計画の目標、要するに、昔は金額をつけて長期計画を作ってたんですが、最近アウトカム目標で出せということで平成16年度から実施しておりますが、その長期計画の目標と同じものを使ったということでございます。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。評価法のアイデアにつきましては、委員の先生にもこれから少し頭をひねって頂くことになろうかと思っております。まだたくさんご意見があるかと思っておりますが、もう一つ大きな政策分野がございますので、一応そちらの御説明をお聞きして、またご質問ということにさせていただきたいと思っております。それでは、次よろしくお願いします。

(調査官)

企画課長がちょっと席を外しましたので代わって御説明申し上げたいと思っております。資料-1の②の2ページを御覧いただきたいと思っております。もう1つの政策分

野、「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」でございますけれども、これにつきましては、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」というものと、「望ましい林業構造の確立」と、この2つの目標を立ててございます。上のまず目標①の「望ましい林業構造の確立」につきましては、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体、事業体による事業量のシェアを増加させるということでございまして、また、2と致しまして、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させるということで数値目標をあげております。この数値でございますけれども基本的に農林業センサス、これで把握可能でございますけれども、前回2005年センサスということで、平成17年度の実績でございます。平成18年度は農林業センサスの実施されない年ということでございますので、実際の実績値を把握できないということで、参考指標を用いて総合的な判定を行うということで考えております。それで素材生産の労働生産性と国産材の供給量、高性能林業機械の普及台数、森林組合に占める中核組合の割合、森林組合による長期経営・施業受託面積とこういった参考指標を基に総合的な判定を行うということで評価を致しているところでございます。

目標②の「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」、これにつきましては、国産材の供給量を平成16年の1,733万<sup>m</sup>、これから平成27年に2,300万<sup>m</sup>増加させるとそういうことで数値目標を掲げているところでございます。続きまして、それぞれの目標毎の達成状況等につきまして、担当課長から説明します。

(経営課長)

資料の37ページをお開きいただきたいと思っております。今、申し上げた2つの目標のうち、①の目標は、簡単に言いますと人に関わる目標です。達成目標という欄に太字で(ア)、(イ)、それぞれ「効率的かつ安定的な林業経営を担い得る」とありますが、林業経営体と事業体という2つの言葉を使い分けてます。この先御説明することと関係するので、その背景を簡単に申し上げます。45ページをお開きいただきますと、そこに林業経営体と林業事業体の説明があります。林業経営体というのは要するに山持ちの個別林家などです。こういった林家などが所有している森林が日本全体で1,100万haくらいありますけれども、我々が統計で把握している森林所有者だけで250万人以上、1ha未満は把握していませんので、全体では1,000万人くらいこういった山持ちはいるかもしれません。つまり平均すると1人1haとか、そのような所有構造になっています。ここでいうような、林業で食べていけるような山持ち林家というのは、例えば100ha以上だとしても全国で1,500人程度しかいません。また、会社ですと王子製紙とか大規模な山持ちが全国で300位です。数としてはこのようなオーダーですので、日本の森林整備や木材生産を誰が行っているかという、多くは林業事業体が行っています。森林所有者から委託を受けたり立木を購入したりしている林業事業体のうち、森林組合は760程度、その他に素材生産業者は3,000程度ありますので、政策の対象、事業のウェ

イトという意味では林業事業体が圧倒的に多いという構造になっています。

37ページに戻って頂くと、達成目標のところに(ア)と(イ)とありますが、(ア)は効率的かつ安定的な林業経営を担い得る経営体ないし事業体の素材生産や造林保育に占める割合を平成27年度に向けて増加させていくこと、次に(イ)は林業経営体・事業体の絶対数を2,200から2,600に増やしていくことを目標としています。が、ただ今申し上げたように、この実績値を把握する統計は5年ごとにしか実施されないので、平成18年度は別の4つの指標で数値を整理致しました。その下に指標が4つあります。

1つは1人当たり1日何 $m^3$ 切り出せるかという労働者生産性でこれが4.51 $m^3$ /人・日から4.74 $m^3$ /人・日に増加しています。、しかし、欧米では10 $m^3$ /人・日程度以上の数値となっていますので絶対数値としてはまだまだ低いと考えています。次に国産材の供給量ですが、こちらも増えています。雇用されている就業者は増えていないと考えられますので、総生産量が増えているということは生産性は上がっているだろうと推測できるということです。

次に指標の2ですけど、高性能林業機械の導入台数が増えているということです。1台数百万から数千万するような立派なものですけども、これを導入していかないと生産性は上がらないというようなものです。

それから指標の3の中核組合ですが、森林組合については、現在合併を進め、財務基盤、経営基盤のしっかりした森林組合を中核組合として都道府県に指定してもらっているところであり、その中核組合の占める割合が増えているということです。

最後に先ほど説明しましたように、森林組合が所有者から長期に作業の委託を受け、それで規模を拡大するというのがもっとも重要なのですが、その面積が増えてきています。先程の1,100万haからすると58万haとか60万haとかまだまだ少なく、統計としては把握しきれていない部分もあるとは考えています。これを踏まえて右上のところの達成状況で、有効性の向上が必要であると考えています。要するに前進はしているけれども、まだまだ十分ではないということだろうと思っております。

次のページの分析のところは、今申し上げたようなことです。最後の改善・見直しの方向性の、2ページ目39ページを御覧いただきたいと思えます。今申し上げた4つの指標の数値を上げていくためには、1人1haぐらいしか持ってない森林所有者をいかに説得し、それを束ねて大きい規模で事業ができるよう、森林組合の役割が極めて重要と考えています。そのために、この①で施業プランの提案とか低コスト化とか、要するにまとまらないと作業路も作設できないし、機械を導入しても効率的に作業ができない、そういうことを設計し、所有者に説明をし、了解をとりつける、こういう仕組みを作っていないといけないと考えております。現在760ぐらいある森林組合のうち200組合はここに書いてあることに取り組むというところにはもってきていますので、平成19年度には更に先ほど申し上げた指

標の数字が上げられるよう努力していきたいと考えております。以上です。

(木材産業課長)

続きまして、目標の②でございます。木材産業課長の小林と申します。よろしく申し上げます。恐れ入りますが、42ページを御覧いただきたいと思っております。その下の方に目標の②「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」というのがございます。まず、目標設定の考え方でございますが、木材の適切な供給・利用、森林の伐採、植栽、保育といったサイクルが円滑に循環して、林業の持続的かつ健全な発展が図られるということで、木材の利用というのが重要となってきます。そういうことで昨年9月に策定いたしました「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材供給・利用量の目標を2,300万 $\text{m}^3$ ということで設定してございます。次の43ページの上の欄に目標値がございませけれども、この目標値につきましては、2,300万 $\text{m}^3$ にストレートにもっていくのではなくて、過去10年のトレンドから、平成27年の2,300万 $\text{m}^3$ に達するように、年を変数とする二次曲線を作成致しまして目標値を設定してございます。その結果が下のグラフになってございまして、平成18年の目標数値につきましては、1,694万6千 $\text{m}^3$ ということになってございます。恐れ入りますが、39ページのほうにに返っていただきたいと思っております。39ページの中段より上の方に、平成18年の目標値と実績値ということで記載してございます。実績値につきましては、現在、まだ確定値が出ていないということで、今年の数字などから推計致しまして、1,819万7千 $\text{m}^3$ という見込値を掲げてございます。ということで、達成状況は目標値を上回っているということでAとなっております。

次に実績に関する分析結果でございませけれども、国産材の供給量につきましては、1つは合板分野で、木材を細いところまで剥ける、大根のかつらむきみたいにして単板を作り、これを貼り合わせて合板を作る訳でございませけれども、その木材を3 $\text{cm}$ 位まで細く剥けるような技術開発が出来てきまして、国産材のスギを使えるようになってきているということでございます。そういう技術の開発が進んだと言うことが1つございます。それから、そういった加工する機械、設備の整備を進めたということもございませ。

また、中国でロシア材の需要が急に増えたということもありましたし、また、ユーロが高くなってきたということもありまして、北洋材とか、欧州材といったものの価格が上昇致しまして、製材工場、合板工場といったところが、国産材に目を向けるようになってきたということもございませ。

また、木づかい運動、大沢親分といったプロ野球のOB選手をイメージキャラクターとして、従来より運動を展開してございませが、そういった中で、企業、あるいは消費者の中でも、国産材を使うということに対する認識が徐々にではありますけれども、高まってきたのではないかとございませ。そういったことで、平成15年から4年連続で国産材の供給量が増えているということでご



ございます。現在、人工林資源は、46年生から50年生の10齡級以上の割合が1,000万haの3割でございますが、これが、10年後には6割の600万haというように利用できる資源量が増大するということでございます。それからプレカット加工というものが進んでおり、現在、在来工法の約8割を占めている状況でございます。こういった木材の需要構造が変化してくると、それに対応した国産材の供給体制の構築が必要ではないかと考えております。

また、木材利用の変化では、国産材の需要の約6割が住宅分野ということになっておりまして、住宅分野でも利用拡大を進めるということが重要になります。マンションの内装材とかは、国産材をほとんど使っていませんので、そういったところでも使って頂くというような、例えば消費者などに対して関心、理解を深めて頂く、あるいは高めるといった普及活動というのも大事になっていると思っております。また、林地残材、これは伐採した後、細いものとか枝とかといったものは山に置いてきてしまうので、林地残材と呼んでいる訳でございますけれども、こういった未利用資源と、木質バイオマスといったものについても、地球温暖化の防止ですとか、あるいは山村地域の活性化といった観点から総合的な利用を図るという取組も必要だと考えております。

次に改善・見直しの方向性でございます。国産材の供給量・利用量を一層拡大するためには、一つは住宅の柱、梁などの部材毎に求められる性能とか、あるいはスギ、ヒノキといった人工林材の特性を踏まえた国産材のシェアの拡大対策といったものを進める必要があるということでございます。また、品質・性能の確かな製品を安定的に供給できる競争力の高い製材加工体制を整備していこうということもございます。また、需要者のニーズに的確かつ迅速、そして安定的に対応できる流通構造の改革といったものを推進する必要があると考えてございます。それから、利用面で見ますと「木づかい運動」を引き続き推進するとともに、住宅生産者等に対する国産材製品の供給体制づくりを進めていくことにしております。

また、木質バイオマスにつきましては、熱源とか発電とかエタノールといったエネルギーとして使うということに加えまして、パーティクルボードなどのボード類などの原料として活用する施設の整備といったものを進めるとか、広く薄く分布しているという木質バイオマスの特性といったものを安定的かつ効率的に活用する仕組といったものの構築をしていくことが必要ということで、そういった取組も進めていきたいと思っております。以上でございます。

(調査官)

同じく39ページでございますが、施策に関する評価結果ということで下の方でございますが、「望ましい林業構造の確立」につきましては、参考指標のほうで分析してありますように、「素材生産の労働生産性」、「施業受委託面積」の増加がみられるとおり、効率的な林業経営を担える者の育成が進んでいると考えられ

るところでございます。今後、特に国産材の競争力を一層高め林業採算性を向上させていくということで、やはり、施業の集約化、路網と高性能機械の組み合わせで生産性の向上を図っていくということが必要であると考えます。

また、国産材の供給・利用量につきましては、4年連続して前年を上回っているとそういう状況にございますけれども、流通加工の低コスト化品質性能の確かな製品の安定供給、こういったことを推進するとともに、今後国産材利用拡大のための製品開発や普及啓発活動等を一層推進していくことが必要だということでございます。また、林内に残されている小径木等につきまして木質バイオマスとして利用推進して、木材を総合的に利用することで、林業の採算性の向上をできるだけ図っていくことが重要であるというふうなかたちで評価結果を整理しているところでございます。

以上、「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」につきましての説明とさせていただきます。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきましてご質問御意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。はい、神田委員、どうぞ。

(神田委員)

目標に対して実績がこれだけ上がっているということと、4年連続ですか前年を上回ってきていて需要も増えてきている、技術的向上も図られているしということで、まあ良かったなということですが、ただ国際的な状況の変化というものもあって、そういったものも後押していると思います。こういった状況を見ますと、到達目標がございませけれどももう少し目標値をもう一度見直してみるということはしなくても良いのかなと。何が言いたいかというと、そういうことで伸びているというのであれば、消費者のニーズに応える形で、そのことが進められることによって増えているというふうになかなか思えない部分があるものですから、数値の見方だとか、これをもう一回状況をみながらこの数値のままで良いのかどうかを見て頂きたいということと、消費者のニーズに応えるとか、需要者のニーズに応える、あるいは消費者の視点に立った製品開発をするということがいくつ書かれておりますけれども、消費者として、木材のことがわからなかったり、知らされていなかったり、あるいは使いたいと思っても、工務店で使ってもらえないとかこれが現実にある訳です。それで私も実際リホームをしまして国産材を使いたいと言ったんだけど、いや、あーですよ、こーですよ、そっちゃんいますよとかなんとかいろいろなことを言われて使えないのが現実なんです。現実ですし経験もしている。その辺の改善をどうしていくのかということと、いろいろな技術が向上していくなかで、国際的な動きの中で使う方向にあるのだろう

けど、そういった現状があるということが一つ。消費者のニーズを1つはどのように掴んでいらっしゃるのか、言葉だけで消費者のニーズというのではなくて、どういうふうに消費者のニーズを今掴んでいて、それで消費者のニーズに沿った製品を作ろうというふうに言っているのかその辺が見えないので少しお話いただければと思います。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。事務局、よろしく申し上げます。

(木材産業課長)

1点目の目標値のことでございますけれども、2,300万㎡というのが先にございまして、これは平成27年に達成するという事なんですけれども、これは早ければ早いほどいい訳でございまして、そういうことでいけば、2,300万㎡というのは早く達成し、それを継続していきたいという思いはございます。

それともう一つ、いま、確かに追い風といいますか外材の価格高騰というのがあって、国産材にシフトしている訳ですけれども、逆に円高なったりしまして外材が安く手に入ったときに、また、そっちに逃げて行ってしまっただけは困る訳でございまして。そこはやはり品質といいますか、供給体制といいますか、ニーズにすぐ応えることができる体制といいますか、そういうものを今の段階できちんと作っていくということが極めて重要と考えております。それから、先ほど国産材がなかなかお願いしても使えないというお話がございましたけれども、このことにつきましては、我々、反省するところもあるのですが、例えばヨーロッパ、北米のカナダの業界団体とかは、営業がかなり上手なんです。なんといいますか、今、反省しているのですが、我々も国産材の良さというのはこういうことなんだと具体的に数字とかデータできちんと、消費者だけでなく工務店とか実際に消費者に接する人たちに分かるような形でデータを整備して提供していくことが大事なのかなと感じてございます。そういった取組を、これから更に進めていきたいと考えております。また、気づかない面とかいろいろございますので、どしどし教えて頂ければありがたいと考えております。

(太田座長)

はい、高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

神田委員は非常に重要なことを指摘していると思います。できれば来年度あたりの評価のサブ指標の中に、その消費者へのアピールとか、あるいは国産材マッピング戦略というなんか、そういうようなイベントでもいいし、そういういろんな普及戦略をとった件数でもいいし、サブ指標としてあった方が良さそうですね。

といいますのは民間企業の場合、製品を開発した場合ですね、川上から川下まで徹底的にチェックをして、環境負荷にも優しいとか、コスト的にも工夫していると、最終処分についてももしっかり配慮してますということをチェックして、それを売り文句にします。だから国産材の良さというものを徹底的に分析をしてなんかキャンペーンをするとか、あるいは今特定の県では消費者に県産の木造住宅を建てるとあれば補助をするというような動きもあります。そういう情報を集めてなんかサブ指標化すると、それだけの努力が伝わるのではないかと思います。少し考えて見ていただければありがたい。

（太田座長）

どうもありがとうございます。43ページのグラフをみますと、すう勢値の決め方については大変難しい外的状況も出てきている。そういった中で、先ほどいった施策に対する努力をどう評価していくのか、これはなかなか難しいと思っております。神田委員の言うことは皆さんも感じていらっしゃるだろうと思えます。20年度に向けて、このあたりを考えて頂く、考えていかないといけないということだろうと思えます。

（高橋委員）

アウトカムで評価しろっていているから。今のはインカムになんですね。インカムをアウトカムに転換できるような工夫を考えてやってみるというのも面白いんじゃないですか。

（太田座長）

まずはそこが工夫のいるところだろうと私も感じておりますので、どうぞよろしくお願い致します。ほかに如何でしょうか。

再三申し上げておりますけれども、新鮮な委員の皆さんが加わっていただきまして、私も、今日の場合は高橋委員も継続なんですけれども、改めて一から勉強しながらやっていきたいと思えます。今までの流れを総括しますと、一時は指標をたくさん作った。その作ったたくさんの指標が混乱しているということで、逆に今はかなり指標の数が少なくなっている。そうするとまた多様な施策をなかなか整理しきれない、とそういう経過もあったような気が致します。それから、それぞれの指標につきましても工夫を重ねてきてますけれども、やっぱりこんなんで良かったのかなという、あらためて私なんかもそういう感じがする指標もございます。努力を重ねながらも、やっぱりこれでいいのかなというそういう気持ちを感じます。たとえば、先ほど計画課長も言いましたけれども、いわゆる世間が注目している吸収源対策の場合も、あの数字をそのまま使った指標は出てない訳ですよ。来年度以降はそれを考えたいというふうに先ほどおっしゃったと認識しているのですけれども、まさにそういうことも必要で、現状ですと、どこと

どこを合わせないと何パーセント削減しているかわからないといった感じになっております。そのあたりもうちょっと上手い指標を議論してきたつもりなんですけど、こうやって見てみるとそういうふうにピタッと出ていないというようなことが、先ほどの神田委員の質問にも関係しているのかなという感じを受けています。そんなことで、その辺も含めて今後指標を考えていくべきかと今回私はそんな感じを受けました。

如何でしょうか。他にございますでしょうか。

(高橋委員)

もっと前に気がつけば良ろしかったかと思えますけれども、1つは指標の関係で、絶対数をもって評価の基盤としているものについて、その絶対数が減少するおそれがあるものと、あるいはさちってくる、将来、5年、10年たつてくると、そういうものを指標にしている項目が結構あるんです。そうした場合に、その治山課の、今、限界集落が騒がれているときに、山村が離村していった場合、果たして確保される数を伸ばして行って評価しきれぬのかどうかちょっと疑問になってきています。だからどうしろというのではないですが。

それから研究・保全課長の国民参加のボランティアも青天井じゃないんです。いずれさちってくるというので、そういうようなおそれのある指標については、少し長期的な観点で見ておく必要がある。自分の項目は大丈夫かと。そういうことをチェックしておく必要があるのではないかなと、今、気がつきました。

それから評価の基準年を各課いろいろ置いておりますけれども、平成15年、平成16年、平成17年と基準年にバラツキが見られるところがあります。それもセンサスが平成17年とかですからそれはやむを得ないところと思えますけれども、少なくともセンサスと平成15年と平成16年はどちらかに統一するとか、何かお考えできればありがたいと思えます。ようするにみんなバラバラにやっているのではとみられてもしょうがないので。

それからもう1つ、計画課のほうでは、ある一定の基準年をもって、すう勢値とそれから基準年でデータを常数項として引いてますよね。それは基準年に対する伸び率とか比だけではだめなのか。式を難しくしているんです。それはもっと単純にできるのかどうかを次回あたりまでに検討して頂ければありがたい。ようするに評価指標というのは余り複雑な指数、ようするに関数系にしてしまいますと相手に対する説明力がなくなってくるんですよね。できるだけ単純な評価式にしたほうが相手に対して信頼性を与える。そういう観点で検討して頂ければと思います。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。他に如何でございますでしょうか。再三申し上げていますような状況でございますので、感想とかあるいはこういうふう

に感じられるということでもいいんですけど、そういうことで結構でございますので、例えば長谷川委員如何でしょうか。なにか御感想ございますでしょうか。

(長谷川委員)

私、8日もあるので、ちょっとご遠慮していたんですけども。今、高橋先生のほうから指標についてお話がでたのですけれども、2つほど気になる指標があるんですが。まず5ページに山村地域の住民を対象とした用排水施設などの整備、これは受益者数という指標になっているのですけれども、これですと全体が見えないんです。良く使われるのが、下水道整備ですと普及率ということになるんですが、用排水施設と言うことで下水道だけではないんだらうなとは思いますが、施策の内容もちょっとよくわからないということと、それから受益者数よりも普及率の方がわかりやすいかなと感じが致しました。

それからもう一点。森林資源の循環利用というところで、指標が資源量を集計されているんですよ。ごめんなさい。資源量ではなくて資源量を表すために路網整備の開設状況、延長、開設延長等を把握する、要するに路網整備がされた延長距離で把握されているんだと思うのですけれども、これで、路網が整備されればたしかに出してこられる山の面積は広がるのですけれども、路網整備がされて果たして山主が材を出すのだろうかとちょっと疑問を持っておりまして、たしかに無ければ出せないというのもあるのですけれども、先ほど先生がおっしゃったと思うのですけれども川上から川下までの中で路網整備があり、それから搬出した後の製材の拠点がありというものが整備されないとちょっと難しいのかなという気がしまして、これだけで指標をとるのはどうなのかなという気が致しました。それからCO2の話をおあとで教えて頂ければと思います。計算値ががよくわからないので後で教えて頂ければと思います。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。2点、事務局より御説明いただきたいと思っております。

(計画課長)

最初に山村の活性化のところでございますが、確かに受益者数ということやっていますけれども、用排水施設、いわゆる排水関係の施設もありますし、例えば沢から用水を引くとか極めて簡易なものまでやっております。林野庁関係の事業といいますのは、どちらかというところ平場でやっている事業ではないですから、例えば集落排水とかそういったものとちょっと違ひまして、非常に山間集落の中で極めて受益者の戸数も少ないようなところで、簡易水道を引いたり、若干簡単な公共施設がちょっとできた場合に簡単な排水施設の整備をやっているというような事業内容がございます。

そういった意味で、なかなかその普及率というものになりますとその全体の母数がどのくらいなんだというものが多分なければいけないかなという感じはしておりますけれども、そういった意味で簡易であるというようなこともあって、私どもとしては、今はこういった受益者が山村集落なんかにおいてどのくらい増えてきたかというようなことで、たまたまこういった指標にさせていただいている状況でございますけれども、もう少しその辺どういう、いろいろな角度からこういったサービス指標につきましては検討させていただきたいと考えています。

それから、いわゆる森林資源の循環利用ということでございますけれども、確かにこれだけでいいのかという話もあるのかもしれませんが、私どもがここで、このところで考えておりますのは森林の全体としてのいろんな機能がきちんと発揮されるような状況になっているのかというものを、この①のところでは考えているということでございまして、そういった意味で森林のもっている機能を大別しまして、「水土保持機能」と「森林の多様性」と「森林資源の循環利用」ということで分けておりますけれども、循環利用につきましては、いわゆる森林があって、そこから木材供給ができるいわゆるポテンシャルといいたまうか、可能性といいたまうか、それをある意味路網の整備状況といいたまうか、路網から例えば200mとかいろいろな場所によってもちがうと思っておりますけれども、そういったことで木材を供給できるベースがどのくらいできあがっているのだろうかという意味でここをとらまえさせていただいております。先生がおっしゃいましたように、それだけで木材の供給ができる訳ではなくて、川上、それから川下、いろんなものが一体となって、ないしはコスト削減というものを図りながらやってかなければならない、それはまさにそのとおりでございまして、そういった意味では、先ほどの林業・木材産業の活性化の評価項目の中ですとかいろいろなところに、そういった因子はきているのかなというふうに思っております。

繰り返しになって恐縮ではございますが、目標①については、森林の多面的機能の発揮をどうやって図るかというだけで、こういった考え方の整理をさせていただいているということでございます。それから、先ほどの温暖化の関係では、改めて御説明させていただいたほうがよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。個別のいろいろな疑問点等については、個別に聴いて頂いて、我々としても理解していくということにさせていただきたいと思っております。今までのところは御了解頂いたということによろしいでしょうか。

(木材利用課長)

さきほど高橋委員から都道府県の助成措置についても指標としてみたいというようなこと、例えばですが、おっしゃるようにインカムの指標をアウトカムに替

えるというのは1工夫、2工夫いるとのことで、いろいろな指標があり得ると思いますが、一つだけ申し上げたいのは、都道府県への助成措置といいますのは、内外無差別の観点から、WTO協定あるいは補助金協定上、疑義があるとされるものでございますので、そうしたものをこの評価の中に入れるのはちょっとその一点に限ってみれば若干難しいかなと思っております。

(高橋委員)

そうすると国産材の良さを訴えたり、愛用しようという会合とかキャンペーンとかあるいは県物産展のようなそういうものは入れられますよね。

(木材利用課長)

論理的には可能だと思いますけれども、申し上げたいのはそういうインカムの指標というのがどれだけアウトカムに影響するのか。

(高橋委員)

それを例えば、来た方々にアンケートをとると、アンケートはアウトカムになる。

(木材利用課長)

国の行政の中でやられているもので、毎回そうやってとるのか、県にもそういうものを要請するのか、あるいは市町村にも要請するのかといった指標のとり方。

(高橋委員)

それは御判断頂くということで、何か考える必要があると思う。

(木材利用課長)

検討させて頂きたい。

(高橋委員)

それから美しい森林<sup>もり</sup>づくりという国民運動を起こすようであれば、川下の方もなにか考えるようなことがあるんじゃないか。木づかい運動を指標とするというのもある。

(木材利用課長)

恐縮ですが、「美しい森林づくり国民推進運動」の中にも「木づかい運動」が位置付けられておりますが、いわゆる啓蒙活動ですが、政策の目標として利用量を拡大するという数値目標を掲げている訳でございますが。



(高橋委員)

それはそれで置いておいて。それは第1の目標です。サブ目標として消費者に対しての行動とか消費者の満足度か何かないのかなという意味です。主たる事業はこっちです。

(太田座長)

それでは、これで第1の議題を終了したいと思います。それでは次、第2の「その他」につきましては事務局お願いします。

(企画課長)

それでは資料2の今後のスケジュール案を御覧いただきたいと思います。平成18年度の政策評価結果につきましては、本日いただきました御意見などを参考に踏まえつつ、今月8日及び29日に予定されております農林水産省政策評価会を経て本評価結果をとりまとめ、7月中旬に公表する予定となっております。また、次回の専門部会につきましては、今後日程の調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、7月下旬から8月上旬を予定しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日の議事録、議事資料につきましては委員の皆様を確認していただいた上で速やかに公表するということとしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

(太田座長)

どうもありがとうございました。本日、いただきました御意見等を十分に踏まえ、平成18年度政策分野の政策評価の公表に向けて作業を進めて頂きたいと存じます。なお、今後修正等が生じたときの取り扱いについては、座長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かございますでしょうか。それでは特段意見がないようなので、事務局におかれましてはよろしく対応のほどお願ひしたいと思います。

(調査官)

以上をもちまして、本日の部会を閉会します。どうもありがとうございました。